

学習指導要領における性教育に係る「歯止め規定」の撤廃等を求めることに関する意見書（案）

日本社会では、ジェンダー平等に関する認識や性暴力を無くす取組が前進し、学校や公立施設に自由に使える生理用品を置く自治体が増加している。一方で、子供たちが目にするインターネットやSNSなどには不正確な性的情報があふれ、子供に対する性犯罪も依然として発生している。そのような状況の下、単なる性の知識にとどまらない、身体を理解、自己決定権、性的同意、多様な性について学べる包括的性教育を求める声が高まっている。

国際的には、国連教育科学文化機関（UNESCO）等により、包括的性教育の重要性が繰り返し示されている。また、都の痴漢撲滅のためのプロジェクトチームが取りまとめた令和5年度痴漢被害実態把握調査報告書では、有識者提言として、「痴漢被害のリスクが高い若年層、とりわけ10代を、痴漢被害から守る対象群として明確に位置づけ、重点的に教育・啓発を進めていくことが必要」、「包括的性教育を、子どもの頃から行っていくことが必要」などと指摘されている。

このような指摘を踏まえ、日本の学校教育において、子供たちの状況に応じた柔軟な性教育が求められている。しかし、小学校の学習指導要領においては「受精に至る過程は取り扱わないものとする」と、中学校の学習指導要領においては「妊娠の経過は取り扱わないものとする」との記述が、性交を教えることを禁止する「歯止め規定」として作用し、学校現場を萎縮させ、避妊や性感染症についてすら十分な教育をし難い状況となっている。

元来、学習指導要領は大綱的基準であり、子供たちや地域の実情に応じた教育活動の工夫・展開を阻害している「歯止め規定」は見直しが必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 学習指導要領における「歯止め規定」を無くし、学校が萎縮することなく、子供たちの状況に応じた性教育を行えるようにすること。
- 2 次期学習指導要領に係る中央教育審議会のワーキンググループにおいて、「歯止め規定」を議題とした議論を実施すること。

3 科学的根拠と人権に基づく包括的性教育を、発達段階に応じて学校教育全体に体系的に位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て